

年齢による受給資格期間の特例

生 年 月 日	最低受給資格期間	加入可能年数
大正15年4月2日～昭和2年4月1日	21	25
昭和2年4月2日～昭和3年4月1日	22	26
昭和3年4月2日～昭和4年4月1日	23	27
昭和4年4月2日～昭和5年4月1日	24	28
昭和5年4月2日～昭和6年4月1日		29
昭和6年4月2日～昭和7年4月1日		30
昭和7年4月2日～昭和8年4月1日		31
昭和8年4月2日～昭和9年4月1日		32
昭和9年4月2日～昭和10年4月1日		33
昭和10年4月2日～昭和11年4月1日	25	34
昭和11年4月2日～昭和12年4月1日		35
昭和12年4月2日～昭和13年4月1日		36
昭和13年4月2日～昭和14年4月1日		37
昭和14年4月2日～昭和15年4月1日		38
昭和15年4月2日～昭和16年4月1日		39
昭和16年4月2日以降		40

厚生年金あるいは共済組合の加入期間のみで、下の表の期間を満たしていれば、老齢基礎年金が支給されます。

生 年 月 日	受給資格期間
昭和27年4月1日以前	20年
昭和27年4月2日～昭和28年4月1日	21年
昭和28年4月2日～昭和29年4月1日	22年
昭和29年4月2日～昭和30年4月1日	23年
昭和30年4月2日～昭和31年4月1日	24年

繰上げ・繰下げ支給の受給率

■繰上げ				
年 齢	60歳から	61歳から	62歳から	63歳から
受給率	58%	65%	72%	80%
■繰下げ				
年 齢	66歳から	67歳から	68歳から	69歳から
受給率	112%	126%	143%	164%

65歳から
100%

遺族基礎年金

681,300円 18歳(障害者は20歳)未満の子どもの数によって下の加算額をプラス

子のある妻が受ける場合

子の数	基本の額	加算の額	加算後の年金額
1 人	681,300円	196,400円	877,700円
2 人	681,300円	392,800円	1,074,100円
3 人	681,300円	458,300円	1,139,600円

子が受ける場合

子の数	基本の額	加算額	年金額	引当りの額
1 人	681,300円	0円	681,300円	681,300円
2 人	681,300円	196,400円	877,700円	438,900円
3 人	681,300円	261,900円	943,200円	314,400円

国民年金に加入している人や老齢基礎年金の受給資格を満たした人が死亡したときに、その人によって生計を維持されていた子どもを持つ妻、または十八歳(障害児は二十歳)未満の子どもに支給されます。

ただし、死亡した月の前々月までの被保険者期間のうち、保険料を納めた期間(免除期間を含む)が三分の二以上必要です。

※なお、平成八年四月一日前に死亡した場合は、死亡前の一年間に保険料の滞納がなければ支給されます。

老 齢 基 礎 年 金

681,300円(月額56,775円)

老齢基礎年金の計算式

$$681,300円 \times \frac{(\text{保険料納付月数}) + (\text{保険料免除月数}) \times 3}{\text{加入可能年数} \times 12}$$

老齢基礎年金は、原則として、次の受給資格期間の合計が二十五年以上ある人が、六十五歳に達すると受けられます。

- ・国民年金の保険料を納めた期間
- ・国民年金の免除を受けた期間
- ・厚生年金や共済年金の加入期間(昭和34年4月以後)
- ・任意加入できる人が、しなかった期間など(カラ期間)

□給付される年金額

上の年金額は、加入可能年数について、すべて保険料を納めた場合です。この期間に保険料の未納や免除があったときは、上の計算式により算出した年金額になります。

□繰上げ・繰下げ請求

老齢基礎年金は、原則として六十五歳から受けられますが、希望すれば六十五歳になる前からでも受けられます。

ただし、左の表の受給率で減額され、六十五歳になっても満額になりません。また、六十六歳から七十歳の間に繰り下げて受給することもでき、この場合は、増額した年金を受けられます。

なお、繰上げで受給すると、遺族基礎年金や障害基礎年金が受けられなかったり、厚生年金加入期間のある人が、老齢厚生年金の特別支給が停止したりします。

障 害 基 礎 年 金

1級障害 851,600円 2級障害 681,300円

第1子・第2子——各19万6400円

第3子以上1名につき——各 6万5500円

※障害年金の受給権者によって生計を維持されている18歳未満(障害児は20歳未満)の子どもの場合は、上記の加算が付きま。



国民年金加入中に、病気やけがで障害者になったときや、二十歳前の障害で障害等級表の一、

二級に該当した場合に支給されます。

□支給の要件

- ・初診日の前に保険料を納めた期間(免除期間も含む)が、加入期間の三分の二以上ある。
- ・障害認定日(初診日から一年六か月経過した日、または症状が固定した日)に、政令で定められた「一級程度」または「二級程度」の障害に該当している。

※なお、平成八年四月一日前に初診日がある場合は、特例として、初診日前の一年間に保険料の滞納がなければ支給されます。

だいじょうぶですか

あなたの年金

国民年金の被保険者は3種類 さて、あなたは？

第1号被保険者

20歳以上60歳未満で、農業・漁業・商工業などの自営業や自由業の人とその家族(厚生年金や共済組合に加入していない人)



第2号被保険者

会社や官庁に勤めている現役のサラリーマンなど、厚生年金保険・船員保険の被保険者本人や共済組合の組合員



第3号被保険者

厚生年金保険・船員保険や共済組合に加入している人に扶養されている配偶者で、20歳以上60歳未満の人 ※主にサラリーマンの奥さん



任意加入者

- ・日本国内に住所のある60歳以上65歳未満の人で、老齢基礎年金の受給資格を満たすことができない人
 - ・20歳以上65歳未満の日本国民で、日本国内に住所のない人
 - ・20歳以上60歳未満の学生(平成3年4月から学生は強制加入)
 - ・厚生年金などの老齢(退職)年金の受給権者で、65歳未満の人
- (※任意加入者は、第1号被保険者になります。)



保険料は
月額8,400円
(平成2年度)

保険料の納め方

市役所へ国民年金に加入の届出をして、保険料を納めなければなりません。保険料は、市役所から送られる納付書で各人が納めます。

国民年金に加入の届出は不要です。保険料は、厚生年金の保険料や共済組合の掛金から、拠出金としてまとめて支払われますので、別窓に納める必要はありません。

市役所へ国民年金に加入の届出が必要です。保険料は、配偶者の加入している厚生年金や共済組合から、拠出金としてまとめて負担しますので、納める必要はありません。

市役所へ国民年金に加入の届出をして、保険料を納めなければなりません。保険料は、市役所から送られる納付書で各人が納めます。

※年金は、保険料を納めなければ、受け取ることができません。けれども……

保険料の免除制度

経済的な理由などから、保険料が納められないときは、申請すれば、保険料が免除されることがあります。その場合、免除を受けた期間は年金の受給資格期間として計算されますが、年金額は納付した場合よりも減額になります。

■免除には、次の2つがあります。

- ▶法定免除
 - ①生活保護法による生活扶助を受けている人
 - ②障害基礎年金または被用者年金の障害年金(1級・2級)の受給権者など
- ▶申請免除
 - ①所得の少ない人や病気やけがで経済的に困りの人
 - ②保険料を納付することが困難な特別の理由のある人

20歳以上60歳未満の すべての人が加入します

日本国内に住所のある二十歳以上六十歳未満の人は、国民年金に必ず加入しなければなりません。加入者(被保険者)は、保険料の払い方などの違いにより、上の表の三種類に分けられます。また、学生や海外居住者など一部の人は、本人の希望によって加入することができます。

保険料の額は、性別、所得、年齢に関係なく一律です。

国民年金制度では、(7)農業、商業など自営業の家庭では、夫婦が個々に国民年金に加入し、それぞれが自分名義の基礎年金を受け取ります。

急速に進んでいる高齢化社会で、老後を乗り切ることができるように国民年金制度が担っているのが国民年金制度です。

また、国民年金は、思わぬけがや病気で障害者になったときや、経済的な援助を行っていたとき、支給し、国民年金は、働いている世代が出した保険料がその時代のおお寄りの受けた年金になり、それが順送りされて、働いている世代が年をとったとき、その次の世代が支えていく……というように世代と世代の助け合いで成り立っている制度なのです。

基礎年金は、老齢基礎年金と障害基礎年金、遺族基礎年金の三種類です。厚生年金や共済年金は、基礎年金に上乗せして支給されますので、国民年金は、公的年金制度の土台といえます。

基礎年金は三種類

基礎年金は、老齢基礎年金と障害基礎年金、遺族基礎年金の三種類です。厚生年金や共済年金は、基礎年金に上乗せして支給されますので、国民年金は、公的年金制度の土台といえます。